

旭川市介護サービス等継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大影響を受けている介護サービス事業所・介護施設等が、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し、北海道が定める令和3年度(2021年度)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付要綱(令和3年12月28日付け福祉第2809号)に基づき、予算の範囲内において旭川市介護サービス等継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者は、別表の補助対象事業所・施設等の種別欄に掲げる介護サービス事業所等(以下「介護サービス事業所等」という。)を旭川市内に有する者、又はその連携先の者とする。

(補助金対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表に定める緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とし、補助対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げるとおりとする。ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、この要綱における補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める介護サービス事業所等ごとの基準単価と前条に定める補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一介護サービス事業所等ごとに別表に定める補助対象(ア)、(イ)(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号別紙1 事業所・施設別個表
- (2) 様式第1号別紙2 申請額一覧
- (3) 様式第1号別紙3 一定の要件に該当する自費検査費用に係るチェックリスト
- (4) 様式第1号別紙4 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請期限は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金交付申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査結果により、補助金を交付しないことと決定した場合は、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（補助金の概算払）

第7条 市長は、必要があると認める場合、補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金交付申請者は、第6条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から起算して7日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 第6条第1項の規定による通知を受けた補助金交付申請者が、補助金の交付を希望しなくなったときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

3 第1項及び第2項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第9条 補助金の交付を決定した後において、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部若しくは一部を行うことができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第10条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）、又は中止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 市長の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により市長が別に定める日までに報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っ

ている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (6) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（変更又は中止の承認）

第11条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、当該申請を承認するときは、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）により通知する。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の変更又は中止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書（様式第7号別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第7号別紙2）
- (3) 支出内訳書（様式第7号別紙3）
- (4) 支出根拠等を確認できる書類（領収書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和4年3月31日までのうち、いずれか早い日までに提出するものとする。

（補助金額の確定通知）

第13条 市長は、前条第1項の実績報告があった場合には、当該報告書の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定させ、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助金額を通知する。

（交付決定の日以前に完了した補助事業の取扱い）

第14条 補助金の交付決定の日以前に完了した補助事業の実績報告については、第12条の規定に関わらず、第5条に規定する交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

- 2 交付決定の日以前に完了した補助事業に係る補助金の額は、前条の規定に関わらず、第6条に規定する交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付

決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(補助金の交付請求)

第17条 補助事業者は、第13条の確定通知を受けたときは、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 第7条の規定により概算払いが認められた場合にあつては、前項に規定する請求書に替えて、旭川市介護サービス等継続支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）により提出するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、令和2年1月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。